

**[事案 23-244] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 23 年 6 月 27 日 裁定打切り

**<事案の概要>**

生命保険に加入する意思はなく、定期預金に新規預入したつもりであったとして、契約の無効を主張し、一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

**<申立人の主張>**

平成 23 年 10 月に契約した積立利率金利連動型終身保険の申込みについて、銀行の募集人からは、保険であるとの説明を聞いておらず、生命保険の加入の意思ではなく、定期預金に預金する意思で、銀行に預けたものであるため、一時払保険料 (2,500 万円) を全額返還してほしい。

**<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人が本契約を提案したのは、申立人の「孫にも相当の遺産を確実に渡したい」との意向を受けたためである。
- (2) 募集人は預金ではなく保険である旨の説明をしたうえで、同意書 (生命保険商品のご案内にあたって) に申立人の署名押印をもらっている。
- (3) 申立人は申込書に自署しており、孫への死亡保険金の受取割合の指定等も自ら記入している。

**<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容及び申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理したが、以下の理由により、指定 (外国) 生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 当事者への事情聴取を行ったが、以下のとおり、事実関係の対立が顕著である。
  - ① 申立人は、十分な説明を受けた記憶がない、申込書等に署名をした記憶がない、募集資料、設計書は、保険証券受領後に送付されてきた、等の陳述をしている。
  - ② 募集人は、勧誘への上司の許可、申立人の同意の書面を得てから勧誘をしている、申立人は孫に資産を残したいとの明確な目的のもとに申立契約に加入している、申込書は、申立人が自署した、等の陳述をしている。
- (2) 本件のように事実関係の対立が顕著な事案においては、宣誓のうえ、過料の制裁や刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続における証人尋問手続を経て、また、申込書や同意書等の筆跡鑑定を経て、慎重に事実関係を確認すべきである。
- (3) よって、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当審査会ではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に到達した。